

愛知県インドネシアサポートデスク

損益計算書の表示について

ニュースレター（第4号）2024年8月1日

本ニュースレターは、「令和6年度 愛知県インドネシアサポートデスク運営業務」を受託しております太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社（以下、「グラントソントン」といいます。）（担当：荘林・前村・若林）よりお送りしております。

このメールは、「愛知県インドネシアサポートデスク」（以下、「サポートデスク」といいます。）が実施したセミナー及び名刺交換会にご参加登録頂いた皆様、及びサポートデスクをご利用頂いた皆様宛にお送りしております。

■□■インドネシア関連情報のご案内■□■-----

➤ はじめに

国際会計基準審議会(IASB)は4月9日、損益計算書の改善に焦点を当てた、財務諸表の表示および開示に関する新たな基準である国際会計基準(IFRS)第18号を公表しました。

一方、インドネシア会計基準(PSAK)は他の多くのアジア諸国と同様に自国の会計基準のIFRSへのコンバージェンスを実施しており、現在では概ねIFRSと同等の基準となっています。そのため、今回公表されたIFRS第18号の内容についてもPSAKで取り込まれる可能性が高いです。

そこで今回のニュースレターでは、IFRS第18号の公表に伴う損益計算書の表示についてお伝えします。

➤ 公表の経緯

これまで IFRS は営業利益の定義や開示方法を各企業に委ねてきました。このため企業ごとに営業利益の計算方法がばらばらで、IASB が行った 100 社を対象とした調査では、営業利益を表示している会社は 61 社ありましたが、その計算には少なくとも 9 つの方法が使用されていました。損益計算書におけるこのような表示のばらつきに対して、投資者からは企業間の比較可能性が損なわれているとのフィードバックあり、これに対処するため、IFRS 第 18 号では損益計算書の構造を一貫させることを目的に、新区分及び要求される小計を導入することとしました。

➤ 適用時期

IFRS 第 18 号は 2027 年 1 月 1 日以後開始する事業年度より適用されます（早期適用可）。当該基準を反映した PSAK の適用時期は現時点では未定です。

➤ IFRS 第 18 号の要求事項

IFRS 第 18 号により導入された新しい損益計算書の構造は次ページの通りです(IFRS 第 18 号の設例に基づき作成)。損益計算書において収益及び費用を次の 5 つの区分(営業、投資、財務、法人所得税、非継続事業)に分類し、「営業利益」と「財務及び法人所得税前利益」の 2 つの小計を表示することを要求しています。

小計のうち、★で示した小計は IFRS 第 18 号において表示が要求される小計です。一方、●で示した小計は IFRS 第 18 号で具体的には要求されていないものの、収益及び費用の有用な体系化された要約を表すために企業が必要と判断した場合に表示する小計の例を示しています。

法人所得税区分と非継続事業区分は従前から大きな変化はありません。以下、新たに導入された営業区分、投資区分、財務区分に焦点を当て解説します。

一般企業の損益計算書の例

区分	損益計算書
営業	収益
	売上原価
	売上総利益
	その他の営業収益
	販売費
	研究開発費
	一般管理費
	のれんの減損損失
	その他の営業費用
	営業利益
投資	持分法を適用して会計処理される関連会社および共同支配企業の利益に対する持分相当額
	現金及び現金同等物から生じる金利収益
	財務及び法人所得税前利益
財務	借入金の利息費用
	その他の負債の利息費用
	法人所得税前利益
法人所得税	法人所得税費用
	継続事業からの当期純利益
非継続事業	非継続事業からの損失
	当期純利益

1. 営業区分

営業区分は IFRS 第 18 号によって定義されていません。すなわち、その他の区分に分類されない収益及び費用が営業区分に分類されます

IFRS 第 18 号は営業利益を間接的に定義していますが、IASB はその理由の 1 つとして、営業利益の直接的な定義の適用には重要な判断が必要となる可能性が高いことから、企業にとって適用がより困難で多くのコストがかかる可能性が高いと考えたことを挙げています。また、すべて

の企業にとって適切で、一貫して適用可能な営業利益の直接的な定義を開発することは不可能ではないかもしれないが困難であると結論付けています。

2. 投資区分

投資区分には、投資者が企業の営業と別に分析する以下の3つの資産から生じる収益及び費用が分類されます。

- ・ 関連会社及び共同支配企業への投資から生じる損益
- ・ 現金及び現金同等物から生じる損益
- ・ 個別にかつ企業の他の資源とはおおむね独立してリターンを生み出すその他の資産から生じる損益（例：投資不動産、保有する資本性金融商品）

3. 財務区分

収益及び費用を財務区分に分類するために、企業はまず負債を以下の2つに区別する必要があります。

- ・ 資金調達のみを伴う取引から生じる負債（例：借入金や社債）
- ・ 上記以外の負債（例：リース負債、年金負債や引当金、以下「その他の負債」という）

両者を区別するにあたり、企業は取引において何を交換するかを検討する必要があります。借入金のように取引の開始時に現金を受け取り、その後現金で元金を返済するような取引は、資金調達のみを伴う取引に該当します。これに対して、リース負債の場合には使用権資産を受け取り、その後リース料を支払うこととなりますが、このような取引は資金調達のみを伴う取引に該当しないため、リース負債はその他の負債に該当します。

資金調達のみを伴う取引から生じる負債からの収益及び費用は財務区分に分類する必要があります。その他の負債については、金利費用及び金利変動による影響額のみを財務区分に分類し、それ以外の収益及び費用を営業区分に分類します。

➤ よくある質問と回答

Q1：IFRS 第18号の適用により企業にどのような影響が生じるのか。

IFRS 第18号では、共通の特性に基づいて項目をグルーピングすることに焦点を当てた集約と分解の原則に関するガイダンスを示しています。これにより、企業は、既存の表示方法が引き続き適切かどうか、または、財務諸表における表示項目のグルーピングや記載方法の改善が可能かどうかを評価するために、勘定科目一覧表を見直す必要があります。

さらに、損益計算書の構造の変更および追加的な開示要求によって、企業は、システム、勘定科目一覧表、マッピング等に重大な変更を加える必要が生じる可能性があります。

企業は新基準で要求される業務上の変更の程度を調査し、可能な限り早期に業務上の課題の検討を始める必要があります。

以 上

■ □ ■ 発行情報 ■ □ ■ -----

■発行元

令和6年度愛知県インドネシアサポートデスク運営業務受託：
太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社
URL: <https://www.grantthornton.jp/aboutus/advisors/>

（東京事務所）担当：公認会計士 前村 浩介、公認会計士 若林 未絵
〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-2-7 赤坂 K タワー18 階
電話 03-6434-0729/FAX 03-5785-4132

（名古屋事務所）担当：公認会計士 花輪大資
〒451-6025 愛知県名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー25 階
電話 052-569-5605/FAX 052-569-5606

■配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更、その他のご質問は
下記連絡先にご連絡下さい。

愛知県インドネシアサポートデスク 莊林健太郎 (Kentaro Sobayashi)
Phone: +62-(0)21-5795-2700 (Ext.1201)(Indonesia)
Email: aichi.indonesiadesk@jp.gt.com